

一般社団法人鳥取クリエイティブプラットフォーム定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人鳥取クリエイティブプラットフォームと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、2014年度及び2015年度に鳥取県内全域で開催された「鳥取藝住祭」を契機として2016年に設立された「鳥取藝住実行委員会」の取り組みの成果を発展的に継承し、創造的な活動を行う個人や団体をつなぐプラットフォームとして、その活動環境を整備し、支援すること等を通じて、人口減少で社会的資源が減少する状況下にあっても、地域活動や企業活動等において、誰もが自ら考え行動する創造性にあふれた活動が持続的に展開され、その恩恵を地域住民が持続的に享受できる、豊かな暮らしのある地域社会の実現を目指す。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 鳥取県内外で創造的な活動を行う個人や団体が、その活動を持続的に運営するために有用な知見を共有する情報空間を整備し、交流・相談・研鑽の場を設けること。
- (2) 創造的な活動の特性や課題についての調査研究（全国で設置の進むアーツカウンシルに関することを含む）を行い、これに基づく多面的で建設的な評価の手法や体制を整備し、前号の事業に資すること。
- (3) 前2号によって集積した知見をもとに、公的機関等に対し政策提言を行うこと。
- (4) 鳥取県内外における創造的な活動についての情報を収集・発信し、より多くの地域住民が直接・間接に創造性に触れられるようにすること。
- (5) 地域の実情やニーズに合わせた、新しいものづくりやサービス造成にかかる企業活動等と連携し、必要な協働を行うこと。
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要なこと。

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

第2章 会員

(会員の構成)

第6条 当法人に次の会員を置き、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に關す

る法律上の社員とする。

(1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事の定めるところにより入会の申込みをし、理事の過半数をもってその承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納めなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、代表理事が別に定める退会届を提出することによって、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 当法人の定款、規則又は総会の決議に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 第8条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 会員が死亡し、又は会員である団体が解散したとき。

第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する事項及び当法人の組織、運営、管理その他法人に関する一切の事項について決議する。

(開催)

第14条 定時総会は、毎事業年度の終了後3カ月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

(議長)

第16条 総会の議長は、代表理事がこれに当たるものとし、代表理事に事故があるときは、副代表理事がこれに代わる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第18条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令又はこの定款で定める事項

(決議及び報告の省略)

第19条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名

2 理事のうち、1名を代表理事、1名を副代表理事とする。

(選任)

第22条 理事及び幹事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選によって選定する。

3 各理事について、理事と、その配偶者・事実上の婚姻関係にある者・3親等内の親族・使用人（これらの者に準ずるものとして法人税法施行令で定める特別の関係のある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

4 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 任期満了前の退任のため補欠で選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 当法人の業務は、この定款に別に定める場合を除き、理事の過半数をもって決定する。

3 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第28条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第29条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、直近の総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、

同様とする。

(事業報告及び決算)

第30条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第1号、第3号及び第4号の書類については定時総会に提出し、第1号についてはその内容を報告し、第3号及び第4号については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(剰余金の処分)

第31条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第6章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第32条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第33条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 正会員の欠亡
- (3) 合併による当法人の消滅
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所による解散命令の確定

(残余財産の帰属)

第34条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人、国、地方公共団体その他公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第7章 補則

(細則)

第35条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事の過半数の同意を得て、代表理事が別に定める。

(法令の準拠)

第36条 この定款に定めのない事項は、全て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

附 則

- 1 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。
住 所 東京都千代田区九段北四丁目3番31-804号
氏 名 竹内潔
住 所 鳥取県米子市旗ヶ崎九丁目21番22号
氏 名 來間直樹
住 所 鳥取県米子市皆生温泉二丁目9番36号
氏 名 水田美世
- 2 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。
設立時理事 竹内潔 來間直樹 水田美世
設立時代表理事 竹内潔
設立時監事 中嶋康裕
- 3 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年3月末日までとする。

以上、一般社団法人鳥取クリエイティブプラットフォーム設立のため、設立時社員全員の定款作成代理人である司法書士福田大輔は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和6年11月8日

設立時社員	竹内潔
設立時社員	來間直樹
設立時社員	水田美世

上記設立時社員の定款作成代理人
鳥取市吉成42番地64
司法書士 福田 大 輔